

戸籍情報システムの形態等・戸籍の正確性の担保について

1 戸籍情報システムの在り方・形態等について

(1) 戸籍情報システムの在り方・形態

システムワーキンググループにおいては、第3回研究会における甲案（戸籍事務を処理するシステムを一元化する案）、乙案（既存の戸籍情報システムを維持する案）を前提に、あり得べき新しいシステム形態の検討について議論を行っている。

システムの検討に当たっては、システム形態（特定の機能を具備するシステム部位の配置及びデータ配置の組合せパターンを指す。）と、システム方式（アーキテクチャ。特定の機能を技術的にどのように実現するか、データをどのように保護するか等を指す。）に分け、まず、システム形態から検討することとした。その際、主としてシステム面の検討と密接に関係するものとして、①新しい戸籍事務の要件に関する実現性の程度、②データ保護及びアクセス制御等のデータ保全の確保、③戸籍に記録されている個人統合化（マイナンバーとの紐付けのための作業）の難易度、④システム整備コスト、⑤市区町村におけるデータ移行の容易性等を、主として制度面の検討と密接に関係するものとして、⑥戸籍情報を誰が保有（作成、取得等）・管理するか、⑦システムを誰が整備・管理するか、⑧システムを誰が運用するか等の観点から複数のシステム形態を比較検討する必要がある。特に、上記⑥～⑧の主として制度面の検討と密接に関係するものについては、戸籍事務の管掌者に関わる問題であり、システムワーキンググループでの検討と当研究会の検討を連携させながら行う必要がある。

新しいシステムの形態候補としては、乙案（既存市区町村システムの拡張等）を前提とする形態案（①、②）、甲案（戸籍事務を処理するシステムを一元化）を前提とする形態案（④、⑤）及びその中間の形態案（③）の5案を基に検討している。

今後の検討は、これらの案に限定する趣旨ではなく、検討の便宜のために整理したものであり、システムワーキンググループでの検討や、本研究会での議論によって変更があり得るものである。

各案については、現時点で想定される新しい業務要件を始め、データ保全等、マイナンバー付番等、システム整備、移行性等の観点から、実現可能性を仮定

して比較するとともに、メリット、デメリットを整理しているが、特に、その他に実現すべき業務要件として想定されるものはあるか、また、実現すべき業務要件を踏まえた制度面から検討すべき⑥～⑧の観点についての在り方や制度上の問題点としてはどのようなものが考えられるか、その他に、論点として検討しておくことがあるか否かといった点について、議論いただきたい。

(2) 予備調査の実施状況報告

戸籍事務へのマイナンバー制度導入のためのシステムの在り方に係る調査・研究の一環として、本年7月下旬から9月上旬にかけて、法務局及び市区町村における戸籍事務の処理状況について実情を把握するための予備的な調査を実施した。

法務局においては主に、①戸籍届書類の記載事項証明書等の交付請求の利用状況及び②戸籍に関する業務の処理手順及び業務処理量に関する調査を、市区町村においては主に、①戸籍証明書等の交付請求の利用状況及び②届出事件を始めとする戸籍事務処理の内容・処理手順、処理時間に関する調査をそれぞれ実施した。

その他、マイナンバーとの紐付けのための作業について検討するための調査として、戸籍副本データ管理システム内のデータ分析等についても進めているところである。

2 人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方について

戸籍に記載を要する人事訴訟の判決や家事審判が確定し、又は家事調停等が成立した場合の戸籍の記載については、かつては戸籍の届出、戸籍訂正申請によっていたが、現在、一定の場合については、戸籍記載の嘱託制度が導入され、その範囲も広がってきたところである（従前の経緯については、研究会資料5（戸籍記載の正確性の担保について）、参考資料7（人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の方法）参照）。

他方、戸籍記載の嘱託の対象とならない場合でも、裁判の確定により報告的届出等を要する場合には、裁判所書記官から市区町村長に対し、裁判が確定した旨の通知がされる（家事事務手続規則第89条、第93条第2項、第94条、第95条、第100条、第119条、第130条第2項、第134条、第136条、人事訴訟規則第17条、第31条、第35条）。これは、届出義務者が報告的届

出等を懈怠している場合に、市区町村長において届出の催告・職権による戸籍記載の手続（法第44条）を行う基礎とするためである（補足資料6）。

なお、確定判決による戸籍訂正申請書には、関連戸籍を含めた全ての訂正事項を正確に記入する必要があるといった問題点については、戸籍訂正における問題点でも指摘したとおりである。

戸籍に記載を要する裁判が確定した以上、既に身分上の実体と戸籍の記載の間にそごが生じており、速やかに裁判の結果を戸籍に反映する必要があるところ、現行制度では、多くの場合、届出や申請がない限り、実体が戸籍に速やかに反映されないという問題点も指摘し得るところである。

そこで、第一読会において、人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載については、家庭裁判所からの嘱託を原則化あるいは拡大することについての問題点について議論した。第一読会においては、現在届出を前提としている戸籍法において、報告的届出について嘱託による戸籍記載にすることに合理的な理由があるのかといった意見が出されたところであり、また、例えば、裁判離婚、裁判離縁の確定後、離婚事項・離縁事項を戸籍に記載する際に、あらかじめ婚氏・縁氏続称の届出（法第73条の2、第77条の2）や新戸籍編製の申出（法第19条第1項但書）を行わなければならないという問題点の指摘も考えられるところである。

そこで、第一読会での議論を踏まえ、人事訴訟の判決・家事審判等の戸籍記載の在り方について検討する必要はないか。